

京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 6月11日

京都市長 門川 大作

京都市規則第10号

京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
第9条を第12条とする。

第8条第2項中「第29条第3項」を「第31条第3項」に改め，同条を第11条とする。

第7条を第10条とし，第6条を第9条とする。

第5条第5項を削り，同条の次に次の3条を加える。

(部会)

第6条 部会は，会長が指名する委員及び専門委員（以下「部会員」という。）をもって組織する。

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は，部会員の互選により定める。

4 部会長は，その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは，あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第7条 部会は，部会長が招集する。ただし，部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は，会長が招集する。

2 部会長は，会議の議長となる。

3 部会は，部会員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

4 部会の議事は，出席した部会員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

5 部会長は，部会の調査又は審議が終了したときは，当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員及び専門委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式 (第11条関係)

1 職員用

所 属 職 名 氏 名		第 号	
		身 分 証 明 書	
		写 真	
		年 月 日生	
上記の者は、京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例第19条第1項の規定により緊急安全措置を行い、又は同条例第20条の規定により軽微な措置を行う職員であることを証明します。			
有効期限		年 月 日	
年 月 日		京都市長	
		印	

2 受任者用

住 所 氏 名		第 号	
		身 分 証 明 書	
		写 真	
		年 月 日生	
上記の者は、京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例第19条第1項の規定により緊急安全措置を行い、又は同条例第20条の規定により軽微な措置を行う者であることを証明します。			
有効期間		年 月 日から	
年 月 日		年 月 日まで	
		京都市長	
		印	

第2号様式 (第11条関係)

1 職員用

身 分 証 明 書		第 号
所 属 職 名 氏 名		写 真
		年 月 日生
上記の者は、京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例第31条第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明します。		
有効期限	年 月 日	
	年 月 日	
京都市長		印

2 受任者用

身 分 証 明 書		第 号
住 所 氏 名		写 真
		年 月 日生
上記の者は、京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例第31条第1項の規定により立入調査又は質問を行う者であることを証明します。		
有効期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
	年 月 日	
京都市長		印

第3号様式 (第11条関係)

1 職員用

<p>身分証明書</p>	<p>第 号</p>
<p>所属 職名 氏名</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写真</p> </div>
<p>年 月 日生</p>	
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により立入調査を行う職員であることを証明します。</p>	
<p>有効期限 年 月 日 年 月 日</p>	
<p>京都市長 印</p>	

2 受任者用

<p>身分証明書</p>	<p>第 号</p>
<p>住所 氏名</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写真</p> </div>
<p>年 月 日生</p>	
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により立入調査を行う者であることを証明します。</p>	
<p>有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日</p>	
<p>京都市長 印</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局まち再生・創造推進室)